

保育士養成カリキュラム改正における ソーシャルワーク関連科目の論点整理

武 藤 大 司

Defining Issues in Social Work Subjects in the Revision of the Childcare School Curriculum

Daiji MUTO

保育科,
安田女子短期大学

要 旨

2019年度施行の保育士養成カリキュラムは、主に保育士養成課程等検討会にて2015年6月より議論され、「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～(検討の整理)」としてまとめられたものが基盤となっている。

そのなかで、ソーシャルワーク関連科目である「相談援助」「保育相談支援」「家庭支援論」の3科目は、その重要性を認識されながらも、類似性が高いことを理由に、新たな教科目「子ども家庭支援論」「子育て支援」に整理統合され、相談・ソーシャルワークを冠とする科目は姿を消した。

本稿では、保育士養成課程等検討会で議論されたソーシャルワーク関連科目の論点を整理し、保育ソーシャルワークの定義、保育士業務、保育ソーシャルワーカー資格、全体の単位数と新規・統合科目、科目の類似性と個性、ソーシャルワークの重要性、対象とする年齢、心理学系科目にソーシャルワークが入り込んだ点等、8点の論点整理を行った。

キーワード：保育士養成カリキュラム ソーシャルワーク 相談援助 子育て支援 保護者支援

はじめに

現行の保育士養成カリキュラムは、2015年6月より2017年12月まで計9回の保育士養成課程等検討会にて見直され、2019年度より施行されている。

そのなかで「2019年度保育士養成カリキュラム改正では、ソーシャルワーク系科目が減少した」といった声が保育士養成に関わる福祉系教員を中心に挙がっている。保育士とソーシャルワークとの関係性において、「保育士がソーシャルワークを行うのか、それともソーシャルワーカーが行うのか」といった問いに対して、常に私たちは向き合い続けているが、保育とソーシャルワークの関係性についてはさまざまな先行研究が残されているものの、いまだ一定の整理がつか

ているとまではいえないだろう。「保育所保育士にソーシャルワークを任せるよりも、社会福祉専門職の配置が適切（否、保育所では保育士が適切）」などの議論も見られて久しい。しかし、保育士の活動領域は保育所や幼保連携型認定こども園だけにとどまるものではなく、障害児入所施設、児童発達支援センター、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童厚生施設、児童家庭支援センターなど、いわゆる施設保育士として従事する場合もあり、支援法や対象年齢もさまざまである。すでに社会福祉専門職が配置されている事業所もあり、保育士とソーシャルワークを考えるうえでは、より複雑さを生じさせている。

そのようななか、「保育ソーシャルワーク」という言葉も生まれてきている。子ども家庭福祉、子ども家庭福祉ソーシャルワーク、子どもソーシャルワークといった新造語との違いはあるのか、それとも明確な違いはないのか。スクールソーシャルワークについては社会福祉士養成校において養成され、社会福祉士登録とともに機能する制度設計となっているが、幼稚園の場合にはスクールソーシャルワークの対象となるのか、それとも保育ソーシャルワークという範疇になるのか、そのあたりの議論があってしかるべきだろう。

本稿では、保育士養成カリキュラム改正において、ソーシャルワーク系科目がどのように議論されて改正に至ったのかを整理することで、今後のソーシャルワーク系科目を教授するうえでの一助としたい。なお、旧カリキュラムにおける社会福祉系科目としては「社会福祉」「児童家庭福祉」「社会的養護」「社会的養護内容」「相談援助」「家庭支援論」「保育相談支援」が挙げられるが、本稿ではそのなかでもソーシャルワーク系科目としてこのたび再編された「相談援助」「家庭支援論」「保育相談支援」の3科目を中心に、その議論があった回の検討会のみ抜粋して考察してみたい。

1 2019年度改正における保育士養成課程等検討会での議論

引用法として、言動の一部切り貼りでは発言者の意図が必ずしも適正に読み取れるわけではないため、発言内容をあまり省略せずに掲載し、前後や途中を省略した場合には、本文中に（前略）（中略）（後略）の表記をした。また倫理的配慮として、厚生労働省ホームページによる検討会議事録では実名掲載されているが、本稿内ではアルファベット表記とし、座長・副座長等の肩書きや団体名は発言内容に重要な要素である為、掲載した。

1. 2016年5月23日、第4回保育士養成課程等検討会

A構成員「（前略）保育ソーシャルワークという言葉がありますが、保育ソーシャルワークというのは、そういう分野的なものは北米にはなく日本的な独特な言い方なのですが、保護者支援はソーシャルワークが行うべきであって、初期の段階のはいいいけれども、リファーする機関をどこかにつくらないと、保護者支援にしても虐待にしても保育所内での完結という形では当然無理だと思いますけれども、何となくそういう書き方になっている。連携という言葉はあるのですけれども、保育所に社会福祉士資格を持っている保育士なり社会福祉士を入れるという仕組みをつくっていかないと保護者支援と虐待防止というのはうまくいかないと思うのです。ヒアリング調査をしたときにしみじみ思ったのは、保育士さんたちは子供が好きで子供に関わりたい。親については苦手とか、子供に関われなくなるから、時間的にとられた感があるのです。そうしますと、やはり保護者支援は保育業務と分ける形で設定していかないとなかなか進展しないのではな

いかと思っております。』¹⁾

A構成員の見解では、まず保育ソーシャルワークという言葉を使用しているが、それは分野的なものであり、北米にない日本独特の言い方であるとしている。その後は虐待と保護者支援を例に挙げ、特に保護者支援に議論が変わってきている。保育ソーシャルワークと虐待・保護者支援との関係性についてどのように分類されているのか、気になるところである。またA構成員はリファーマー²⁾する機関が必要とし、保育業務と保護者支援業務を分けることを主張している。

B座長「(前略)保育指針の会議の中でもどこまで保育所が子育て支援を担うべきかということについてはかなり議論になっています。拠点事業等が発展してきている中で、地域の子育て支援まで保育士がやるのかというようなことは当然議論になってきています。その事業も専門化していくという場合に、ソーシャルワーク的な視点とか、実際に資格を持った人がやることによって間違いなくレベルは上がるということで、将来的には保育所の中にソーシャルワークの資格を持った人が必ず一人いること、そういうことは期待したいのですけれども、今のところ、例えば迎えに来た保護者と会話するときに、そこが大事な支援の場なのです。(中略)一日の生活の中でこの子は今日どういうところで目が輝いたか、そのあたりをちゃんと保育士がつかんでいて『今日、何々ちゃん、これはすごかった。おもしろかったですよ』と伝えられるかどうかということが、実は子育て支援ではとても大事なことです。保育の仕事というのは、子育て支援と保育がきれいに切れるというふうには必ずしもいかないところがあるのです。ですから、そういうことが丁寧にできるということで、養成課程の中でそういうことをどこで学ぶかということはちゃんと議論しなければいけないのですけれども、保育ソーシャルワーク学会などができてしまっているのですが、そういうことを踏まえて養成課程でどういうふうにして子育て支援の問題を取り上げていくか、その辺を見直していく必要があるかどうかというあたりは改めて議論しなければいけないことだと思いますが、今のところ、そういう事情もあって、きれいに分けられないということがあります。』³⁾

B座長の発言からは、保育所が子育て支援を担うべきかとの問題提起がある点、ソーシャルワーク的な視点や実際に資格を持った人がやることによってレベルは上がると考えている点、将来的には保育所の中にソーシャルワークの資格を持った人が必ず一人いることを期待している点、保育と子育て支援が明確に分かれるというわけではない点、子育て支援の問題に関して(日本)保育ソーシャルワーク学会などができている現状を踏まえ養成課程としてどのように議論して見直せばよいのかといった点などが挙げられる。

また「保育ソーシャルワーク学会などができてしまっている」という「できてしまっている」という表現に目を奪われがちであるが、ここでは日本保育ソーシャルワーク学会が認定資格として保育ソーシャルワーカー養成講座を創設し、定義や役割、活動領域まで示し、実際に有資格者を輩出してしまっていること、つまり養成校以外に保育ソーシャルワークに携わる人材養成を行っていることについて言及しているのではないかと、私見としてはとらえている⁴⁾。B座長の発言は、日本保育ソーシャルワーク学会に対する批判として出たものではないだろうが、日本保育ソーシャルワーク学会としても、有資格者を輩出している社会的責任も決して軽いものではない。むしろ保育ソーシャルワークを行う者(保育ソーシャルワーカー)のあり方を保育士養成校での養成カリキュラム、学会(実践者養成)での養成カリキュラム双方が議論を密にしていく必要性を感じるのが「できてしまっている」という言葉に凝縮しているととらえることができるだろう⁵⁾。

C構成員「(前略) いわゆる保育ソーシャルワークという点で言いますと、これはむしろ法制度が先行してここまで来ている状況がありますけれども、やはり保育相談支援や相談援助という部分の養成課程での薄さ、それから試験科目として子育て支援や相談援助的なものが科目として構成されていない。(後略)」⁶⁾

C構成員の見解としては、保育相談支援や相談援助の養成課程での薄さを指摘しているが、C構成員もまた保育ソーシャルワークという言葉を使用している点は興味深い。

B座長「保育所の子育て支援のことを指針の中ではっきり書くようになったのは10年前の改定ですけれども、それに連動して、養成課程で相談援助技術、いわゆるソーシャルワークを丁寧に教えていかないといけない、そういう科目が充実してきたのですけれども、それ以上のことをいろいろ要請するような現実が起ってきていて、下手にやると担い切れないことまで担ってしまったりすることも含めて、でももう少しきちんと養成課程でそのことも勉強しておかないといけないのではないか、その問題も出てきているということです。今、A構成員がおっしゃったような問題をどう養成課程問題として形にしていくかということは相当大きな課題としてあるということでしょうか。」⁷⁾

B座長の見解としては、ソーシャルワークを丁寧に教えないといけないことはわかっており、科目も充実してきたが、重篤な虐待事例や多問題家族事例など、複雑で包括的な支援が求められるケースが起ってきて、養成機関としてうまく教育できなければ社会に影響を与えかねず、また保育士の職務範囲も含めて考えておかなければならない問題であろう、といったことを言いたかったと思われる。ここで重要なのは、B座長としてもソーシャルワークの重要性を理解している点であり、現実社会で起きている事象に合わせた支援をどう養成カリキュラムに反映させていくのかの問題提起を含んでいると解釈できる。

D構成員「例えば保護者支援をもっと充実するとか、相談支援をもっと充実させるという科目に関しては現状ぐらいでよろしいでしょうか。」⁸⁾

E構成員「(前略) 今後、現場に出てくる保育士さんたちにはカウンセリングマインド、傾聴といいますが、そういうところの視点をさらに充実した学びをしてきていただきたいということは感じます。」⁹⁾

(中略)

B座長「(前略) 例えばこういう養成校での授業をもう少し充実するとか、そこのやり方を実際の現場のシミュレーションができるような実効性のあるものにもう少し工夫するとか、何かそういうことをここで検討しなければいけないというような要請としてお受けしてよろしいでしょうか。」¹⁰⁾

E構成員「はい。」¹¹⁾

B座長「(中略) 保護者の対応というのは一回で決まるところがありますね。拒否されてしまうととにかく後でこじれますね。そのあたりをどういうふうに担えるような力を養成校の段階で準備していくのかというあたりについてはもう少し本格的に検討していただきたい、そういう御意見が出たというふうに受けたいと思います。(後略)」¹²⁾

E構成員によってカウンセリングマインド、傾聴の重要性が語られ、保護者支援や相談支援をより充実させるかどうか議論されたが、実際の現場のシミュレーションができるような実効性のあるものに養成校での授業をもう少し充実するなど授業内容の充実を図ることでの提案に止まり、科目増までの提案はなかった。

2. 2017年5月24日、第6回保育士養成課程等検討会

G 構成員「(前略) 保護者との関係が難しいとか、対人的な部分が煮詰まってしまってお辞めになる方が少なくないということも聞いております。(中略) そういう総合的な力というか、そういった部分もどこかで訓練というか、話もあると、現場としてはありがたいという話は聞いたことがありますので、参考までにお話しをさせていただきました。」¹³⁾

G 構成員の見解としては、保育士の離職原因の1つとして保護者の対応や対人関係によるものと考察している。「少なくない」ことは感覚として共感できるが、実際に離職者全体のうちどの程度の割合がそれにあたるのかについては確認が必要であろう。しかしながら、なかなか離職理由を明確に調査することも困難なことかもしれない。ここでも、保護者支援や対人援助技術の力量を上げていくことを期待されている。

B 座長「(前略) 養成校の一番大事にしなければならないことで、保護者対応の力はどうつけるか。そのための対人援助科目というのはすごく増えているわけですね。そこをなるべく統合したいというのはあるのですけれども、少し充実するという御提案ですね。」¹⁴⁾

H 副座長「(前略) 授業で保育相談支援と相談援助と家庭支援論というのは、確かに非常に似た科目です。すごく重なっていて、これは確かに3つなくてもいいのかなというのは、これは皆さん割と理解してくださりやすいところかなと思います。(後略)」¹⁵⁾

B 座長「(前略) 例えば先ほど出てきた乳児保育は2単位というのは、3単位とか4単位にすることを考えてもいいのではないかということをもしやりますと、どこかを削らざるを得ないことになってくるわけです。そのときに、今、少し出していただいたのが、1の保育の本質・目的に関する科目の5番目に相談・援助があり、保育の対象の理解に関する科目では家庭支援論というものがあったり、保育の内容・方法に関する科目に保育相談支援(演習)というものがあって、この中身はそんなに違うことをやっているわけではないということもありますので、このあたりを少し統合してもう少し整理すると少し違うものがとれるかもしれない。(後略)」¹⁶⁾

B 座長「(前略) それから、4番目が子育て支援という名前に変わります。さっきから出てきますけれども、今は3つぐらいの科目があって、これは実質的に子育て支援ということと対人援助技術なのです。ソーシャルワークです。ここについて、もう少し整理統合しながら充実していくことができるのではないかという意見が出てきたと思います。」¹⁷⁾

B 座長の見解としては、対人援助科目は前回カリキュラム再編の際に増えたことで統合したいとの方向性を表明され、続くH副座長からも68単位のなかで新設科目の困難さや充実したいものを統合することを述べ、具体的に「保育相談支援」「相談援助」「家庭支援論」の3科目を統合する提案を行った。さらにB座長が続けて、もし乳児保育の単位増を考えるなら他の科目で統合を迫られるだろうとの見込みが示された。つまり、ソーシャルワーク系科目については充実させていきたいものの、科目増は限られた単位数の中では難しく、この3科目については似た科目として統合したうえで、シラバスの強調点をつけることで中身を充実させるとの流れができあがったとみてよいだろう。ここで重要なのは、誰もソーシャルワーク系科目の重要度を否定しておらず、今後大きな課題となっていく重要な領域であることを共通認識として有している点であり、まさに苦渋の選択であったろうと考察できる。ただ、ここで3科目の特徴的な違いが表明できれば方向性は違ったものになっていたかもしれない、要はこの3科目の違いを表すことができなかったことがいえる。

3. 2017年6月22日、第7回保育士養成課程等検討会

I氏（社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育士会）「(前略) 子どもに対する支援、保護者に対する支援、地域の子育て支援と分けて教授していただくのがいいのか、そのところを意見としては述べさせてもらっていますが、『保育相談支援（演習）』という形で充実させていただくということもできるのではないかと考えています。(中略) 近年保育士は、広範囲かつ多岐にわたって、より高い専門性が求められています。これは先生方も重々御承知のことと思います。また、保育士は、就学前の子どもとその保護者の支援だけではなく、地域の子育て支援や社会的養護の方に就職される方もおります。こういったことを考えたら、18歳までの資格ということで、子どもの支援を行う国家資格として、高い水準の養育、教育が求められるのではないかと考えます。したがって、次の段落にもありますが、対人援助を行なう専門職として、人と直接かかわり合う、人を相手にする仕事でございますので、豊かな関わり、生活体験、さらに、自分の保育を自ら省みる姿勢や、その機会を十分に確保することが大変重要で、新たに就業する保育者の現状からはこうした点が不足しているのではないかと考えます。(後略)」¹⁸⁾

I氏の見解としては、「子育て支援」に関する科目の検討として内容の一層の充実が必要と考え、子どもに対する支援、保護者に対する支援、地域の子育て支援と分けての内容の検討や事例検討や実習の機会を通して、家庭支援、地域子育て支援についても学ぶ必要があると考え、「保育相談支援（演習）」として充実させることも考えられる、とした。

J氏（日本子ども・子育て支援センター連絡協議会）「子育て支援について、新保育所保育指針の改定を踏まえ、保育現場での実践につなげるために「子ども自身が持つ能力」「親自身が持つエンパワーメント」に寄り添う保育士の役割として、次に掲げる視点を保育士養成課程に取り入れることを提案いたします。①（前略）子育て支援、家庭支援といった科目を演習科目として実際に現場に行ける学びの場とするのもよいかと考えます。②（前略）現代の核家族化や人間関係の希薄化などにより経験が不足している協同ということについても、親同士が協同することの意義や協同の力、効果など、その点についても学ぶ場があることを望みます。③（前略）子育て支援には、親理解、コミュニケーション能力、相談能力と子どもの発達の熟知が必要です。それらを強化することを望みます。(中略) 保育所においても、相談援助、保育相談支援、家庭支援等の相談技術の強化を望みます。(中略) 相談以前に、人と対話をする、親、保護者と話をすること、コミュニケーションの能力を高めるということは必須ではないかと考えます。(後略) ④（前略）子育て支援には、ソーシャルワークを基盤に、他機関との連携の知識と援助技術を習得する必要があります。(中略) 個々のケースについて何が必要なのか、どのように判断するのか、どことつなぎ連携をしていくのか、それができる必要があります。そのスキルを身につけることが必要と考えます。」¹⁹⁾

J氏の見解としては、子育て支援、家庭支援といった科目を演習科目として支援センター等実習を行うという提案、子育て支援、専門職連携の充実の必要性を示した。

4. 2017年10月4日、第8回保育士養成課程等検討会

F課長補佐「(前略) 指定保育士養成施設を対象に調査を行ったものでございます。調査対象は669施設で、回収率といたしましては84.2%、563施設から御回答いただいたといった結果になっています。結果の概要でございますが、まず、1の『今後、さらに充実させる必要があると考えられる科目』につきましては、ベストスリーを挙げていますが、『乳児保育』、『障害児保育』、

『保育内容演習』といったものになっています。2の『必修科目において、今後、整理・統合が考えられる科目』につきましては、『相談援助&保育相談支援』、『保育原理&教育原理』、『相談援助&家庭支援論&保育相談支援』といったところがベストスリーの御意見となっています。』²⁰⁾

追加説明しておく、563施設のうち今後整理・統合が考えられる科目として、相談援助&保育相談支援は67件、保育原理&教育原理は62件、相談援助&家庭支援論&保育相談支援は57件が上位3位、先の3科目関連でいうこのほか家庭支援論&保育相談支援は24件であり、本項目のべ回答数396件のうち、相談援助&保育相談支援、相談援助&家庭支援論&保育相談支援、家庭支援論&保育相談支援の合計は148件（37%）であった。

このことから、「保育相談支援」「相談援助」「家庭支援論」の3科目統合案は、国検討会メンバーの個人的見解などから示されたものではなく、563施設によるアンケート結果から、つまり養成校の多数意見と読み取れる。

B座長「(前略)ここは保護者の子育て支援のことについてですが、これについては、これまで『家庭支援論』や『保育相談支援』、『相談援助』などの科目が統合されないままだったのが、この機会に整理し、統合しながら実のある力に結びつけたいという構成になっています。これについて、御意見をいただければと思います。』²¹⁾

K構成員「今回、『相談援助』と『保育相談支援』をまとめていただいて、『子育て支援』として整理していただいたのですが、これはこれで私はよく整理をしていただいたのだろうと思っております。ただ、単位が減ってしまっているのも、この辺の重要性をうまく文章の中に書いていただく。(中略)書きぶりの中で、決して後退しているのではなくて、充実していくということが見える記載にさせていただいたらと思います。』²²⁾

B座長「(前略)虐待などへの対応で、保育所の果たす役割はますます大事になってくるということですので、そういう力をどう養成していくかということですね。』²³⁾

C構成員「(前略)保護者を支援するということについて、保育士養成においても、まだ不十分であると思いますが、今回、こういった方向で進める意義は非常に大きいと思います。(中略)『社会福祉』では、『社会福祉における相談援助』という、かなり専門性の深い保育ソーシャルワークの理論と実践について教わることになっているのです。しかし、教員によっては、制度面に時間を割いてソーシャルワークの部分のウエイトが非常に低くなってしまっておそれもあります。でも、そこで『相談援助』の基本を本当にしっかり学ぶことができれば、保育ではどうなのだろうという、この今回の趣旨がもっと生きてくると思いますので、単に『相談援助』が子育て支援にまとまってというだけではない質的な要素も御配慮いただき、そこにどう触れるかですけれども、そのような意味でいえば、今度の内容は、さらに保育を進める上でどうなのか、あるいは社会的養護を進める上でどうなのかということがもっと見えてくるかと思いました。』²⁴⁾

B座長「(前略)出された意見は、『保育の心理学』を講義4単位にして、家庭の意義と機能等について、心理学の枠の中で講義されることになっているのですが、これが『子育て支援』、『子ども家庭支援論』の中でも語られなければいけないというテーマにもなってくるので、心理学を担当する方がソーシャルワーク等々についてかなり研究されている方だったらいいのですが、そうではなかった場合に、その辺が少し曖昧になる可能性もあり、そうした懸念も含んだ御提案だったと思います。なかなか悩ましいところですので、どのように対応するか議論していただきたいという御要望と受けとめたいと思います。』²⁵⁾

2 2019年度改正における保育士養成課程等の見直し案

保育士養成課程等検討会は2017年5月から同年12月までの間、検討会の下に設置したワーキンググループでの議論を含めて計7回にわたり、保育士養成課程等の見直しについて検討を行い、2017年12月4日、「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」としてまとめた。

ソーシャルワークに関する内容としては、「相談援助（演習1単位）」及び「保育相談支援（演習1単位）」の目標及び教授内容のうち、子ども家庭支援の基本的な事項については、「子ども家庭支援論（講義2単位）」に移行した上で、保育士による子育て支援の特性や実践的な事項（支援の具体的内容・方法・技術、事例検討など）については、「子育て支援（演習1単位）」の教授内容等として再編整理された。（図1）

保育士養成課程の見直しに伴う「教授内容の再編等（主なもの）」

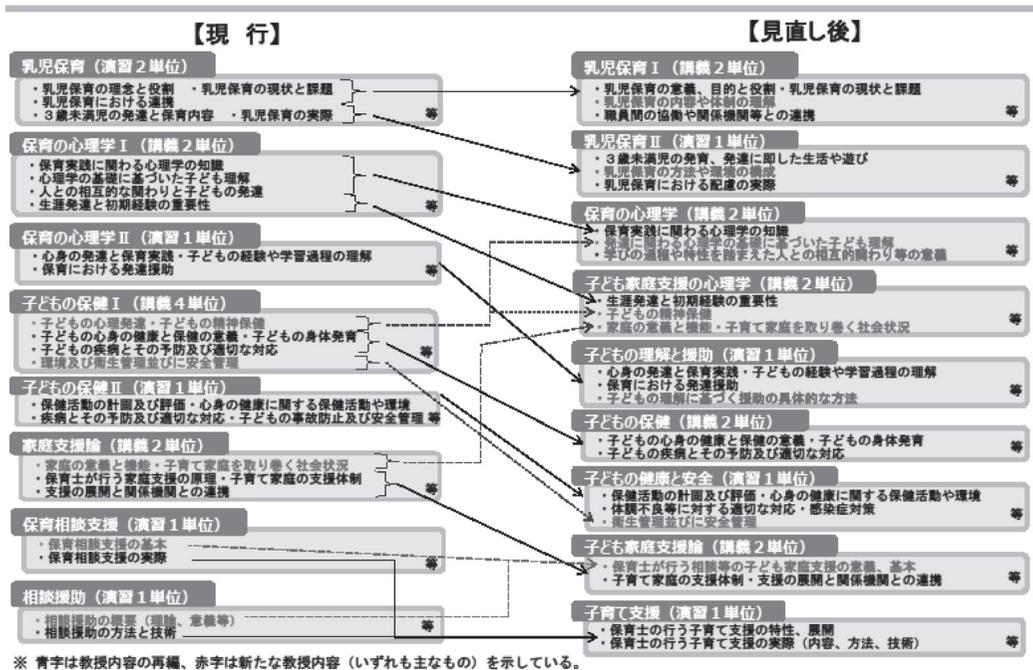


図1 (出所：保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」2017年12月4日)

3 考 察

保育士養成課程等検討会での主な発言内容を以下のような8点に整理・分類した。

1点目として、保育ソーシャルワークの定義である。「北米にはなく日本的な独特な言い方」

であることが指摘されたものの、この言葉自体への疑念はなく、新造語がある程度定着していることがうかがえる。

2点目として、保育士業務である。「保育業務と保護者支援業務に分ける必要がある」（否、分けることはできない）、「保護者支援をソーシャルワーカー職が実施するとレベルが上がる」、「保育士にソーシャルワークはできるのか」、「保護者との関係などの対人的な部分が煮詰まってしまって退職する保育士が少なくない」などの意見が出された。

3点目として、保育ソーシャルワーカー資格である。「（日本）保育ソーシャルワーク学会などができている現状を踏まえ、養成課程としてどのように議論して見直せばよいのか」といった点が挙げられる。

4点目として、全体の単位数と新規・統合科目である。主に短期大学での授業コマ数の関係上、「68単位から増やすことはできない」ことが前提としてあり、万一単位増の科目が出てくると、「どこかを削らざるを得ない」という課題が示された。

5点目として、科目の類似性と個別性である。「『相談援助』、『家庭支援論』、『保育相談支援』の中身はそんなに違うことをやっているわけではない、非常に似た科目ですごく重なっていて3つなくてもいい」という意見の中、内容の「整理・充実が必要」、「相談技術の強化が必要」と出されたが、それぞれ科目の特徴や類似点と差異、個別性が話し合われることなく、単位・科目増の提案もなされなかった。また「『保育相談支援』や『相談援助』という部分の薄さ」がある、「単に『相談援助』が『子育て支援』にまとまったというだけではない質的な要素にどう触れるかが重要」といった点から、新科目再編後も、教育上の工夫が問われていることがわかった。

6点目としては、ソーシャルワークの重要性である。「『社会福祉』では『社会福祉における相談援助』というかなり専門性の深い保育ソーシャルワークの理論と実践について教わるが、教員によってはソーシャルワークの部分のウエイトが非常に低くなってしまっておそれもあり、『相談援助』の基本を本当にしっかり学ぶことが重要」との意見や各職能団体からの保護者支援やソーシャルワークに対する要望などを踏まえ、「このたび単位が減ってしまっているのに、この辺の重要性を書きぶりの中で、決して後退しているのではなくて、充実していくということが見える記載が必要」など「統合するけれども充実させる」という一見相反するようなコンセプトについては、ソーシャルワークの重要性における共通認識が根本に存在していることを示している。

7点目としては、対象とする年齢である。「18歳未満の子どもに対する福祉的な視点の重要度が養成教育に反映されていない」など、保育におけるソーシャルワークが対象とする年齢の問題は避けて通れないことになってきている。

8点目としては、心理学系科目にソーシャルワークが入り込んだ点である。「保育の心理学」が家庭の意義と機能などについてこのたび講義されることになっているが、心理学を担当する方がソーシャルワーク等々について研究されていない方の場合に「その辺が少し曖昧になる可能性もある」との意見が出されている。

ま と め

まとめとして、今後の課題を考察してみたい。

上記に掲載した保育士養成課程等検討会議事録の抜粋からもわかるように、これほどまでに保育におけるソーシャルワークの重要性が一貫して話し合われながらも、授業内容面で充実を図る

ことでの提案だけに止まってしまい、他科目への単位数増を優先した結果となってしまった。しかし、検討会メンバーの発言内容や指定保育士養成施設での調査結果からみても、それは当然のことであり、「相談援助」「保育相談支援」「家庭支援論」の3科目の特徴や個別性を認識したうえで、日頃の教育実践に取り組んでいたかが非常に重要ではなかったかと今回の検証結果からみて推察される。その結果が保育士養成課程等検討会で「似たような科目」として扱われ、より充実したものにしていくための具体案さえも示すことができなかつたのだらうと推察している。

上記反省に立ち、本改正によって今後求められているものとして、3点を挙げておく。

まずは「社会福祉」はもちろん「子ども家庭支援論」「子育て支援」を教授するにふさわしい教員の配置が求められる。それら教員とは、本改正の意図を具体的に汲み取れる「ソーシャルワークを専門とする社会福祉系教員であること」を指す。

次に、それらソーシャルワークを専門とする社会福祉系教員が中心となって、授業時間数減を埋め合わせるためにも、授業内容の質を大幅に充実させることが重要である。

さらには、養成カリキュラムにおける教育実態や教育効果等の検証を今から始めておき、ソーシャルワークを専門とする社会福祉系教員は、来るべき次期保育士養成カリキュラムの見直しに備えておく必要がある。

【注】

- 1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「2016年5月23日 第4回保育士養成課程等検討会」厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) 2019年8月参照
- 2) ある専門家に訪れたクライアントを他の専門家に紹介すること
- 3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「2016年5月23日 第4回保育士養成課程等検討会」厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) 2019年8月参照
- 4) 日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワーカーのおしごとガイドブック』風鳴舎、2017年5)～12) 前掲3)
- 13) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「2016年5月24日 第6回保育士養成課程等検討会」厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) 2019年8月参照
- 14)～17) 同上
- 18) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「2017年6月22日、第7回保育士養成課程等検討会」厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) 2019年8月参照
- 19) 同上
- 20)～25) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「2017年10月4日、第8回保育士養成課程等検討会」厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) 2019年8月参照

[2019. 9. 26 受理]

コントリビューター：山田 修三 教授（児童教育学科）